

専門(多肢選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は **49 題(49 ページ)**あります。

問題は必須問題 **31 題**(No. 1 ～ No.31)と選択問題 **18 題**(No.32 ～ No.49)に分かれています。選択問題については**任意の 9 題**を解答し、必須問題と合計して **40 題**を解答してください。

なお、選択問題については、**9 題**を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 答案用紙の解答欄のうち、「選択」の欄にはマークしないでください。

3. 解答時間は **3 時間 30 分**です。

4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第 1 次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	法 律		

指示があるまで中を開いてはいけません。

【No. 1】 刑事施設被収容者及び公務員に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 喫煙の自由は、憲法第 13 条の保障する基本的人権に含まれるとしても、喫煙を許すことにより罪証隠滅のおそれがあり、また、火災発生場合には被拘禁者の逃走が予想され、直接拘禁の本質的目的を達することができないことは明らかである等の観点からすれば、未決勾留により拘禁された者に対して喫煙を禁止する規定は、同条に違反するものとはいえない。

イ. 未決勾留により刑事施設に拘禁されている者の新聞紙、図書等の閲読の自由について、一定の制限が加えられることはやむを得ないが、このような制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより、刑事施設内の規律及び秩序の維持に明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。

ウ. 公務員に対する政治的行為の制限の目的は、行政の中立的運営の確保にあるところ、政治的行為とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが観念的に認められるものを指すから、管理職的地位にない一般職国家公務員が、勤務時間外である休日に、その職務と全く無関係に支持政党の機関誌等を配布した行為について、国家公務員法の罰則規定を適用することは、憲法第 21 条第 1 項及び第 31 条に違反しない。

エ. 公務員の争議行為を一律かつ全面的に制限することは許されないとしつつ、法律の規定は、可能な限り、憲法に即し、これと調和し得るように合理的に解釈されるべきものであるという観点から、公務員の争議権を制限する法律の規定を合憲的に限定解釈して、そのような規定は憲法に違反しないとするのが、判例の一貫した立場である。

1. ア
2. イ
3. ア、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 2】 法の下での平等に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁じた規定は、障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生じさせるものであるから、憲法第 14 条に違反する。

イ. 定年年齢を男子 60 歳、女子 55 歳と定める企業の就業規則について、企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由が認められない場合、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして憲法第 14 条第 1 項の規定に違反し無効である。

ウ. 衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に政見放送その他の選挙運動を認める公職選挙法の規定は、候補者のみならず候補者届出政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生じることが避け難いところであり、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているとは断定し難いから、憲法第 14 条第 1 項に違反するとはいえない。

エ. 憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生じることが当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところと解すべきであって、地方公共団体が売春の取締りについてそれぞれで条例を制定する結果、その取扱いに差別を生じることがあっても、憲法第 14 条に違反するとはいえない。

オ. 旧所得税法の給与所得課税に関する諸規定は、給与所得に係る必要経費について実額控除を認めず概算控除を設けるにとどまっていること、源泉徴収制度により給与所得の捕捉率はほかの所得に比べ高くなっていること、事業所得者に対しては租税優遇措置の利益が与えられていることから、事業所得者等に比べて給与所得者に著しく不公平な所得税負担を課すものであって、憲法第 14 条第 1 項に違反する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 3】 経済的自由権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 薬事法に基づく薬局開設の許可制及び許可条件としての適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であるが、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっても、その目的を十分に達成することができると解されるから、許可制の採用自体が重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であるとはいえず、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

イ. 酒類販売の免許制は、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のために採られた措置であるが、酒税法の納税義務者は酒造業者であって販売業者ではなく、販売業への参入規制により販売業の経営の安定を図ることと酒税の確実な納入を確保することとの合理的関連性を欠くのであるから、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

ウ. 外務大臣が旅券の発給を拒否することができる場合として、旅券法(当時)が、「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定したのは、憲法第 22 条第 2 項に違反しないが、旅券の発給を拒否できるのは、当該行為によって単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限られると解すべきである。

エ. 市営住宅への入居を継続させる者に係る判断については、地方公共団体に一定の裁量があるというべきであり、暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合、他の入居者等の生活の平穏を害するおそれを否定できず、暴力団員が市営住宅を明け渡さざるを得ないとしても、当該市営住宅以外への居住にまで制限を受けるわけではないことなどから、暴力団員であることが判明した入居者に対し市営住宅の明渡しを請求することができる条例の規定は、公共の福祉による必要かつ合理的なものであることが明らかであり、憲法第 22 条第 1 項に違反しない。

オ. 憲法第 29 条第 3 項の「公共のために用ひる」とは、直接公共の用に供するため私有財産を収用又は制限する場合のみならず、特定の個人が受益者となるものの収用全体の目的が公共の利益のためである場合も含まれるのであり、国による土地の買収において、買収された土地が特定の個人に売り渡されるとしても、そのことのみをもって当該買収の公共性は否定されない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 4】 人身の自由に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 捜査対象者らの承諾のない GPS 捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品にひそかに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるが、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものであるとまではいえなため、刑事訴訟法上の強制の処分には当たらず、令状がなくとも行うことができる。

イ. 刑事事件において、被告人以外の第三者の所有物を没収する場合は、被告人に対する付加刑の言渡しにより、その刑事処分の効果が第三者に及ぶことから、所有物を没収される第三者に対し、何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であり、憲法第 29 条及び第 31 条に違反する。

ウ. 憲法第 33 条は、不法な逮捕からの自由として、逮捕についての令状主義を規定しているが、現行犯として逮捕される場合はその例外である。また、令状は、裁判官が発したものであり、かつ、理由となっている犯罪を明示していなければならない。

エ. 憲法第 34 条前段の弁護人に依頼する権利は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないということにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談しその助言を受けるなど、弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。

オ. 憲法第 38 条第 1 項の規定によるいわゆる供述拒否権は、自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものであるが、旧国税犯則取締法上の質問調査手続は、実質上刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するわけではないため、当該手続に供述拒否権の保障は及ばない。

1. ア、オ
2. イ、エ
3. エ、オ
4. ア、ウ、オ
5. イ、ウ、エ

【No. 5】 国会議員に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。
ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 議員は、その所属する議院に議案を発議する権能を有している。予算を伴う法律案については、衆議院では 50 人以上、参議院では 20 人以上の議員の賛成があれば発議することができ、それ以外の議案については、衆議院では 20 人以上、参議院では 10 人以上の議員の賛成があれば発議することができる。

イ. 国会議員は、国会会期中に逮捕されない特権を有するが、ここでいう逮捕とは、刑事訴追上の逮捕、勾引又は勾留を意味し、心身の安全のために実施される、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の措置入院は含まれないと一般に解されている。

ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が生じるものではなく、国の責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは無関係に違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、あえて虚偽の事実を摘示するなどの特別の事情があることを必要とする。

エ. 国会議員に免責特権が認められているのは、院内での言論の自由を保障し、国会活動を助長するためであるから、内閣総理大臣や国会議員である国務大臣が閣僚として行った演説や討論についても免責特権が及ぶことが憲法に明文で規定されている。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 6】 我が国の裁判所の組織や権能に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 憲法は、特別裁判所を設置することを禁止しているが、現在の家庭裁判所や知的財産高等裁判所は、家事事件、少年事件や知的財産に関する事件には通常の民事事件や刑事事件にはない特殊性が認められること、また、これらの事件の審理に特化した裁判所をそれぞれ設置することに特段の弊害は認められないことに鑑み、特別裁判所の禁止の例外として、憲法によって設置されている。

イ. 憲法は、最高裁判所に独自の規則制定権を認めているが、この規則制定権に基づく規則は、専ら裁判所の内部規律や司法事務処理に関する事項について定めるものであり、一般の国民を拘束するものではないことから、憲法が国会を「国の唯一の立法機関」と定めていることの例外となるものではないと一般に解されている。

ウ. 下級裁判所の裁判に対して、当事者が不服申立てをした場合に、上級裁判所は下級裁判所の裁判を取り消し又は変更する裁判ができ、この関係を審級関係という。審級関係をどのように定めるかは法律に委ねられており、現在の我が国では、原則として三審制が採用されている。

エ. 最高裁判所は、その長たる裁判官(最高裁判所長官)1名及びその他の裁判官(最高裁判所判事)14名によって構成される。このうち、最高裁判所長官については、内閣の指名に基づいて天皇が任命するが、最高裁判所判事については、最高裁判所長官の指名した者の名簿によって内閣が任命する。

1. ア
2. ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. イ、エ

【No. 7】 我が国の憲法改正に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法は、その改正について、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議することを定めているが、衆議院において憲法改正案が可決されたものの参議院において否決された場合には、再度衆議院において憲法改正案が可決されれば、それが国会による発議とみなされる。
2. 憲法の改正が国会で発議されると、国民の承認を求めるために国民投票が行われる。この国民投票では、満18歳以上の日本国民に投票権が与えられ、投票総数の過半数の賛成があった場合、国民の承認があったものとみなされる。なお、一定の投票率に達しない場合には過半数の賛成があっても承認があったとはみなさない、いわゆる最低投票率の制度は採用されていない。
3. 国民投票に関し異議がある投票人は、憲法改正発議の主体たる国会を被告として、国民投票の結果の告示の日から30日以内に、最高裁判所に国民投票無効の訴訟を提起することができる。憲法の改正は非常に影響力が大きいことに鑑み、この訴訟が提起されると、判決までの間、国民投票の効力は停止される。
4. 憲法の改正について、国民投票により国民の承認を経たとき、天皇は、その名において、日本国憲法と一体を成すものとして、1週間以内にこれを公布しなければならない。この公布は、国事行為である。
5. 憲法の改正については、大きく分けて、全ての規定について自由に改正が行えるとする説(Ⅰ説)と、一部の規定については自由に改正が行えないとする説(Ⅱ説)があるが、基本的人権や国民主権といった普遍的かつ実定法に優越する原理が存在するという考え方は、Ⅰ説に対してより親和的である。

【No. 8】 行政規則に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 行政機関が通達の趣旨に反する処分をした場合においても、そのことを理由として、当該処分の効力が左右されるものではない。また、裁判所は、法令の解釈適用に当たっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは、独自にその違法を判定することもできる。

イ. 租税法の解釈をめぐって相反する複数の見解があり、裁判所の判断も分かれている状況において、課税庁が従来の取扱いを変更しようとする場合には、法令の改正によらなければならない、これに代えて通達を発するだけでは不十分であるといわざるを得ない。

ウ. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃に関し、通達により示された原価計算の方法が、道路運送法所定の運賃認可の要件に適合するか否かの具体的判断基準として合理性を有するものである以上、事業者がこの方法により算定された額とは異なる運賃額を内容とする認可を申請し、その根拠となる原価計算書等を提出したとしても、行政庁は、当該提出書類に基づいて個別に審査判断するまでもなく、同法所定の運賃認可の要件に適合しないものとして、当該申請を拒否することができる。

エ. 行政手続法の規定により行政庁が定め、公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることは、相当と認めべき特段の事情がない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たる。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 9】 行政行為の瑕疵に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 行政処分の要件の存在を肯定する行政庁の認定に重大かつ明白な瑕疵があれば、その行政処分は当然に無効とされるが、瑕疵が明白であるかどうかは、行政処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決すべきである。

イ. 行政庁が行政処分をするに当たって諮問機関に諮問し、その決定を尊重して行政処分をしなければならない旨を法が定めている場合、実際にその諮問を経たとしても、当該諮問機関の審理、決定(答申)の過程に重大な法規違反があることなどにより、その決定(答申)自体に法が当該諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、諮問を経てなされた行政処分も、違法として取消しを免れない。

ウ. 法人税の増額更正処分において付記理由に不備がある場合であっても、後日、これに対する審査裁決においてその更正処分の具体的根拠が明らかにされれば、その更正処分における付記理由不備の瑕疵は治癒される。

エ. 建築基準法に基づく位置の指定を受けた道路に対する道路位置廃止処分について、所定の権利者が処分の意味を正しく理解していなかったのであれば、当該処分は、権利者の承諾を欠く申請に基づいてなされたものといわざるを得ず、当該処分によって生じた違反状態が事後に解消するに至ったときであっても、当然に無効である。

オ. 建築基準法に基づく建築確認における接道要件充足の有無の判断と、東京都建築安全条例に基づく安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているから、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合は、安全認定が取り消されなければ、建築確認の取消訴訟において安全認定が違法であることを理由に接道要件を満たしていないと主張することは許されない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 10】 行政契約に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 市が契約を締結するに当たって競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的や内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法を採用するのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては市の利益の増進につながる場合は、随意契約の方法により当該契約を締結することが認められる。

イ. 町が随意契約の方法により締結した町有地の売買契約が、随意契約の制限に関する法令に違反して締結されたものであったとしても、当該契約は私法上当然に無効になるものではなく、随意契約によることができる場合として法令の規定の掲げる事由のいずれにも当たらないことが何人の目にも明らかである場合や、当該契約の効力を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、当該契約は私法上無効となる。

ウ. 町営簡易水道事業の水道料金を定める条例において、町の住民基本台帳に記録されていない別荘に係る給水契約者の基本料金を別荘以外の給水契約者の基本料金よりも大幅に高く設定することを規定したとしても、それが、夏季等の一時期に水道使用が集中する別荘給水契約者に対し、年間を通じて平均して相応な水道料金を負担させるため、実際の水道使用量の多寡にかかわらず、ホテル等の大規模施設を含む別荘以外の給水契約者 1 件当たりの年間水道料金の平均額と別荘給水契約者 1 件当たりの年間水道料金の負担額がほぼ同一水準になるようにするとの考え方に基づいている場合、そのような考え方には合理性があり、当該規定は不当な差別的取扱いには当たらない。

エ. 村が、公共工事の指名競争入札に当たり、工事現場等への距離が近く現場に関する知識等を有して契約の確実な履行が期待できることや、地元経済の活性化にも寄与することなどを考慮し、地元企業を優先する指名を行うことについては、その合理性を肯定することができるものの、価格の有利性確保(競争性の低下防止)の観点を考慮すれば、考慮すべき他の諸事情にかかわらず、およそ村内業者では対応できない工事以外の工事は村内業者のみを指名するという運用について、常に合理性があり裁量権の範囲内であるということとはできない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 11】 行政手続法が規定する申請に対する処分の手続に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めなければならない、当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により当該期間を公にするよう努めなければならない。

イ. 行政庁は、処分の適正を確保するため、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが社会通念上相当であると認められる場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

ウ. 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときに当該処分の理由を示せば足りる。

エ. 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。また、行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

オ. 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。また、申請者の様々な事情に対応し得るよう、審査基準の内容は、一般的かつ抽象的なものとしなければならない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 12】 選挙訴訟に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟は、同法の規定に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再選挙を行わせることを目的とし、同法の下における適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するものではなく、したがって、当該訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争うことはできない。

イ. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟は、同法所定の選挙人又は公職の候補者のみがこれを提起し、当該選挙の無効原因として、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること又は直接そのような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを主張して争うものであるから、当該訴訟において、同法が一定の者につき選挙権を制限していることの憲法適合性が争われることは、法律上予定されていない。

ウ. 公職選挙法に基づき衆議院議員の選挙の無効を求める訴訟の係属中、衆議院が解散された場合、解散によって当該選挙の効力は将来に向かって失われたものと解すべきであるから、当該訴訟の訴えの利益は消滅する。

エ. 公職選挙法に基づき衆議院議員又は参議院議員の選挙の無効を求める訴訟において、裁判所は、当該選挙は違法ではあるが、これを無効とすることが公共の福祉に適合しないと認めるときは、このような場合について、行政事件訴訟法所定の事情判決に関する規定を準用する旨の明文の規定が公職選挙法に置かれていることから、当該選挙が違法であることを主文において宣言した上で、請求を棄却することができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 13】 義務付けの訴えに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 行政事件訴訟法第3条第6項第1号の義務付けの訴え(非申請型義務付け訴訟)において、裁判所は、その訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、行政庁がその処分をすべき旨を命じる判決をする。
- イ. 法令に基づく申請を却下する旨の処分をされた者が義務付けの訴えを提起するに当たっては、義務付けの訴えのみを提起することも、当該処分に係る取消訴訟又は無効等確認の訴えを併合して提起することもできる。
- ウ. 行政事件訴訟法第3条第6項第2号の義務付けの訴え(申請型義務付け訴訟)を提起できるのは、法令に基づく申請をした者に限られ、行政不服審査法に基づく審査請求をした者はこれに含まれない。
- エ. 義務付けの訴えにおいて行政庁が一定の処分をすべき旨を命じる判決が確定すると、その判決は、処分をすべき行政庁その他の関係行政庁を拘束するものの、原則として、第三者に対しては効力をもたない。
- オ. 義務付けの訴えが提起された場合において、その義務付けの訴えに係る処分がされないことにより生じる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められるときは、裁判所は、当事者からの申立てにより、仮に行政庁がその処分をすべき旨を、決定により命じることができる。

- 1. ア、ウ
- 2. ア、エ
- 3. イ、ウ
- 4. イ、オ
- 5. エ、オ

【No. 14】 抗告訴訟の原告適格に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 森林法に基づく林地開発許可処分について、当該処分の要件を定めた規定は、土砂の流出や水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等に加えて、周辺土地の所有権等の財産権を個々人の個別的利益として保護する趣旨をも含むものと解されることから、開発区域内又はその周辺に所在する土地上に立木を所有しているにすぎない者であっても、林地開発許可処分の取消しを求める原告適格を有する。
2. 建築基準法に基づく総合設計許可処分の取消訴訟において、当該許可に係る建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する建築物の居住者は原告適格を有するが、当該範囲の地域に存する建築物を所有するのみで居住していない者は原告適格を有しない。
3. 都市計画法に基づく開発許可処分について、当該処分の基準を定めた規定は、崖崩れ等による被害が直接的に及ぶことが想定される一定範囲の地域の住民の生命、身体の安全等を保護する趣旨を含むものと解されることから、開発区域内外を問わず、崖崩れ等による直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可処分の取消しを求める原告適格を有する。
4. 公衆浴場法が公衆浴場の経営につき許可制を採用したのは、主として国民保健及び環境衛生という公共の福祉の見地から出たものであり、適正な許可制度の運用によって保護されるべき公衆浴場経営者の営業上の利益は単なる事実上の反射的利益にすぎないから、既存の公衆浴場経営者は、第三者に対する公衆浴場営業許可処分の無効確認を求める原告適格を有しない。
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可処分について、風俗営業制限地域は、当該地域における良好な風俗環境の保全を目的として指定されるものであるから、風俗営業制限地域に居住する住民は、当該地域においてなされた風俗営業許可処分の取消しを求める原告適格を有する。

【No. 15】 取消訴訟の判決の効力に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定すると、当該処分の効力は遡及的に消滅する。
これを取消判決の既判力という。

イ. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定すると、当該処分に係る国家賠償請求訴訟においては、被告は当該処分が適法であったことを主張することができないと一般に解されている。

ウ. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定すると、当該処分をした行政庁等は、当該判決における主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断に従って行動すべき義務を負うこととなるが、その義務の内容は、当該行政庁等がそれを行う法令上の権限があるものに限られる。

エ. 取消訴訟において処分を取り消す判決が確定したとしても、行政庁は、同一事情の下でも、同一理由に基づかなければ同一内容の処分を行うことができると一般に解されている。

1. ア、エ
2. イ、エ
3. ア、イ、ウ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 16】 国家賠償法第2条に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 幅員7.5mの道路中央線付近に故障した大型貨物自動車に87時間にわたって放置され、これに原動機付自転車と衝突した人身事故において、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、道路管理者が、事故発生まで当該自動車が放置されていることを知らず、道路の安全性を保持するために必要とされる措置を全く講じていなかった場合には、当該道路管理者の道路管理には瑕疵があったというほかない。

イ. 工事実施基本計画に準拠して新規の改修、整備の必要がないものとされた河川であっても、洪水に対する絶対的安全性が保障されているものではないから、当該河川が備えるべき安全性とは、一般に施行されてきた治水事業による河川の改修、整備の過程に対応するいわば過渡的安全性と解すべきである。

ウ. 国家賠償法第2条第1項の適用上、営造物が有すべき安全性が欠如している状態とは、営造物を構成する物的施設自体に存する物理的、外形的な欠陥ないし不備によって危害を生じる危険性がある場合のみならず、その営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生じる危険性がある場合をも含むが、その危害は、営造物の利用者に対するものに限られ、利用者以外の第三者に対するそれまでは含まない。

エ. 国家賠償法第2条第1項における公の営造物には、不動産だけでなく動産も含まれ、公の用に供されていない物であっても、国又は公共団体が管理している場合は、公の営造物に該当する。

オ. 国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠く状態をいい、かかる瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきである。

1. ア、オ
2. イ、エ
3. ア、イ、オ
4. ア、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 17】 損失補償に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 財産上の犠牲が、公共のために必要な制限によるものとはいえ、単に一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超え、特別の犠牲を課したものである場合には、個々の法律に損失補償に関する規定がなくても、当事者は、その損失を具体的に主張立証して、別途、直接憲法第 29 条第 3 項を根拠にして補償を請求することができるかと解する余地がある。

イ. 普通地方公共団体の行政財産である土地について、建物所有を目的とし、期間の定めなくされた使用許可が、当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消されたとき、当該使用許可を受けていた者は、原則として、使用許可の取消しによる土地所有権の喪失についての補償を受けることができる。

ウ. 土地収用法所定の損失補償に関する訴訟において、裁判所は、収用委員会の補償に関する認定判断に裁量権の逸脱濫用があるかどうかを審理判断するものではなく、証拠に基づいて、収用委員会の裁決の時点における正当な補償額を客観的に認定し、当該裁決に定められた補償額がこれと異なるときは、当該裁決に定められた補償額を違法とし、正当な補償額を確定すべきである。

エ. 国家賠償法第 1 条第 1 項の規定に基づく損害賠償請求に、憲法第 29 条第 3 項の規定に基づく損失補償請求を予備的・追加的に併合することの申立ては、各請求の実質が同一であったとしても、行政事件訴訟法にこのような併合を許容する明文の規定が存在しないことから、許されない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、エ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 18】 地方公共団体への国の関与に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 都道府県の法定受託事務は、都道府県が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして特に定められたものであるから、国は、その処理に関し、法律、これに基づく政令若しくは省令又は通達を根拠として、関与を行うことができる。

イ. 都道府県の法定受託事務の処理が各大臣の所管する法令の規定に違反していると認められるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認められるときは、各大臣は、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講じべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

ウ. 都道府県知事の法定受託事務の管理又は執行が、各大臣の所管する法令の規定又は当該各大臣の処分に違反するものである場合において、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、各大臣は、直ちに、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該都道府県知事が当該違反を是正するための措置を行うべきことを命じる旨の裁判を請求することができる。

エ. 都道府県の法定受託事務の処理については是正の指示を行った各大臣は、当該都道府県の知事その他の執行機関が当該是正の指示に関して国地方係争処理委員会への審査の申出をせず、かつ、当該是正の指示に係る措置を講じないときは、高等裁判所に対し、訴えをもって、当該都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 19】 公物に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 公物は、直接公の目的のために供用される個々の有体物をいい、道路、河川や公園などの公衆の用に供される公共用物と、庁舎などの官公署の用に供される公用物に分けられる。供用の主体は国や地方公共団体に限られず、私人や私企業がその所有する空地を公園として一般に開放していた場合、その空地は公共用物となる。
2. 海は、原則として所有権の客体となる土地に当たるものの、古来より自然の状態のままで公衆の共同使用に供されてきた公共用物であり、特定人による排他的支配の許されないものであるから、その所有権は包括的に国が有しており、特に必要があるものとして国が認める場合のみ、必要な範囲を区切り、その限りにおいて国から私人へとその所有権を譲渡することができる。
3. 地方公共団体の開設している村道を村民各自が通行する権利は、公法関係に由来する公物の自由使用に係る権利であり、民法上の保護を与えるべき権利ということとはできないので、一村民が他の村民によりこの権利を妨害されたとしても、それは村道を管理する地方公共団体に対して解決を求めるべきものであり、当該村民が直接、民法上の不法行為に基づく妨害排除請求を行うことはできない。
4. ある道路が地方公共団体により一般交通の用に供するために管理されており、その管理の内容、態様によれば、社会通念上、当該道路が当該地方公共団体の事実的支配に属するものというべき客観的關係にあると認められる場合であっても、当該地方公共団体が当該道路について道路法上の道路管理権を有していないのであれば、当該道路を所持するものとまではいえないから、当該地方公共団体は当該道路を構成する敷地について占有権を有しない。
5. ある公共用財産が、長年の間、事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物について他人の平穩かつ公然の占有が継続したが、それにより実際に公の目的が害されるようなこともなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなった場合には、当該公共用財産の公用は黙示的に廃止されたものとして、これについて取得時効の成立は妨げられない。

【No. 20】 失踪宣告に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪宣告をすることができ、失踪宣告を受けた者は、失踪宣告を受けた時に死亡したものとみなされる。
2. 戦争、海難、その他危難が去った後1年間生死不明の状態が続いたため失踪宣告を受けた者が死亡したものとみなされる時期は、その危難が去った後1年を経過した時である。
3. 失踪宣告を受け、死亡したものとみなされた者であっても、権利能力を失うわけではないから、その者が実際には生存しており、契約をした場合、失踪宣告を受けていない者と同様に、権利を取得し、又は義務を負う。
4. 失踪者が失踪宣告により死亡したものとみなされる時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、検察官の請求により、失踪宣告を取り消さなければならない。
5. 失踪宣告によって財産を得た者は、その取消しによって財産を返還する義務を負うから、取消しの理由となった事実について善意であるか悪意であるかにかかわらず、既に消費した分を含めて、全てを返還しなければならない。

【No. 21】 錯誤に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消される前に、その法律行為を前提として利害関係を有するに至った第三者が出現した場合、その第三者に重過失ではない過失があったとしても、表意者は取消しを第三者に対抗することができない。
2. 錯誤による意思表示に基づく法律行為が取り消し得るといえるためには、その錯誤が重要なものでなければならないが、その重要性の有無の判断に当たっては、取引上の社会通念よりも、表意者の主観的事実が基準として重視される。
3. 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていた場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
4. 表意者に錯誤があることを知らなかったことについて相手方に重過失がある場合であっても、表意者に重過失があれば、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。
5. 表意者が法律行為の基礎とした事情について、その事情に係る認識が真実に反するという錯誤がある場合には、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、表意者はその意思表示を取り消すことはできない。

【No. 22】 不動産物権変動に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. A所有の甲土地にBのための通行地役権が設定されたがその旨の登記がなかったところ、その後甲土地がAからCに売却されて所有権移転登記がされた場合、売却時に甲土地がBによって継続的に通路として使用されていることが客観的に明らかであり、かつ、Cがそのことを認識していたとしても、B名義の通行地役権の登記がない以上、Bは、Cに対して、自己の通行地役権を対抗することはできない。

イ. Aは、5年前に他者から買い受け自らの意思に基づいて所有権移転登記を具備した甲建物を、今般、Bに売却したが、Bへの移転登記はされず、A名義のままとなっていた。また、甲建物は、C所有の乙土地の上に建てられていたが、実は、乙土地には甲建物のための正当な利用権原がなかった。CがAに対して甲建物の収去及び乙土地の明渡しを求めた場合、Aは、甲建物の所有権が既にBに移転していることを主張して、Cからの請求を拒むことはできない。

ウ. Aは、自己所有の甲建物を3年前からBに賃貸していたが、今般、甲建物をCに売却した。この場合、Cは、Bに対して所有権に基づいて甲建物からの立ち退きを求めるためには、Bが賃借権(借家権)の対抗要件を具備する前に、Aから甲建物の所有権移転登記を受ける必要がある一方、Bに対して賃貸人の地位に基づいて賃料請求をするためには、所有権移転登記は不要である。

エ. A所有の甲土地がBに売却され、さらに、BからCに転売された。その後、Bにだまされて甲土地を安価で売却させられたことを知ったAが、A B間の売買契約を取り消したが、Cは、Bから甲土地を買い受ける際に、当該詐欺の事実について、善意無過失であった。この場合、たとえCがBから所有権移転登記を受けていなくても、Cは、Aからの甲土地の返還請求を拒絶することができる。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 23】 地役権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 地役権は、自己の土地の便益のために他人の土地を利用する物権であり、便益を受ける土地を要役地、便益を与える土地を承役地という。地役権の例として、承役地を通行する場合や、承役地に水路を引く場合などがあるが、眺望や日照を確保するために承役地での建築を禁止するような不作為を内容とするものは、地役権の対象とはならない。
2. 地役権は、要役地と承役地という二つの土地の利用関係を調節するための権利である一方、独立した物権でもあることから、要役地から分離して譲渡し、又は他の権利の目的とすることができる。ただし、地役権を要役地から分離して譲渡し、又は他の権利の目的としたことを第三者に対抗するためには、その旨の登記が必要となる。
3. 要役地や承役地が共有されている場合、要役地の共有者が単独でその要役地のために存する地役権を自己の持分につき消滅させたり、承役地の共有者が単独でその承役地について存する地役権を自己の持分につき消滅させたりすることはできない。一方、要役地や承役地が分割又は一部譲渡された場合は、原則として、要役地の各部のために又は承役地の各部について、それぞれ地役権が存続する。
4. 地役権を時効取得するには、その地役権が継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものでなければならない。この継続性を判断するに当たり、承役地の通行を目的とする地役権については、承役地となる他人所有の土地の上に通路が開設されていれば、その通路が承役地の所有者が単独で開設したものであっても、継続性が認められる。
5. 承役地の通行を目的とする地役権は、通行の目的の限度において、承役地全体を自由に使用できるものと解するのが相当であるから、承役地に他人の車両が恒常的に駐車され、通行が妨害されている場合、地役権者は、地役権に基づく妨害排除ないし妨害予防請求権により、通行妨害行為の禁止はもとより、承役地の目的外使用一般の禁止を求めることができる。

【No. 24】 抵当権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 抵当権設定登記がされた後は抵当権設定者の収益権は制限されるため、抵当権設定者は、抵当不動産を使用することはできるが、抵当権者の承諾なくそれを第三者に賃貸することは原則的に認められず、もし賃貸した場合には、担保価値維持義務違反に問われる。
2. 抵当権の効力は、抵当権の目的である不動産そのものに加え、被担保債権に不履行があった後に当該不動産から生じる賃料債権にも及ぶため、抵当権者は、当該賃料債権から優先弁済を受けることができる。
3. 優先して弁済が受けられる先順位抵当権者といえども、後順位抵当権者や一般の債権者の配当に対する予測可能性に配慮する必要があるため、被担保債権の範囲は、利息付債権であっても利息には及ばず、元本に限定される。
4. 被担保債権の消滅時効が完成していなかったとしても、抵当権を行使することができる時から20年経過した場合には、抵当権設定者は、抵当権の消滅時効を援用することができる。その場合には、当該債権は無担保の債権として存続する。
5. 抵当不動産を第三者が不法に占有した場合、抵当権者は、抵当権実行前であっても、その占有者の占有を排除し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めた上で、当該抵当不動産を使用収益することができる。

【No. 25】 詐害行為取消権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 債権者Aが、債務者Bと受益者Cとの間の売買契約について詐害行為取消請求をする場合、Aは、Cを被告として訴えを提起する。また、Bには被告適格がないものの、Aは、Bに対して遅滞なく訴訟告知をしなければならない。
2. 詐害行為取消請求は総債権者の利益のために行うものであるため、債権者の一人が詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした詐害行為の目的が可分であるときは、全ての債権者の債権額の合計が取消しの限度額となる。
3. 債権者Aが、債務者Bと受益者Cとの間の不動産売買契約について詐害行為取消請求をする場合、Aは、Cに対して、直接自己に所有権移転登記をするよう求めることができる。
4. 債権者Aが、債務者Bが他の債権者Cに対して行った過大な代物弁済について詐害行為取消請求をする場合、代物弁済によって消滅する債務の額を超えた過大部分のみが取消請求の対象となり、代物弁済によって消滅する債務の額に相当する部分は、取消請求の対象とならない。
5. 受益者が善意であったとしても、受益者から転得した転得者が悪意であれば、債権者は、転得者に対し、詐害行為取消請求をすることができる。

【No. 26】 保証に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 債権者が保証人に対して履行の請求をしたことによって保証債務について時効の更新がされた場合、特段の合意がなくとも、その更新の効力は主たる債務に対しても及ぶ。
2. 事業のために負担する債務を主たる債務とする保証契約を締結する場合、契約締結に先立って、債権者は、保証人に対して、主たる債務者の財産及び収支の状況に関する情報を提供しなければならない。
3. 保証人が債権者に弁済をした場合、その保証人は主たる債務者に対して求償権を取得するが、その求償権の範囲は、主たる債務者から委託を受けずに保証をした場合と、主たる債務者から委託を受けて保証をした場合とで同一である。
4. 個人根保証契約を締結する場合には、保証人保護のため、極度額及び元本確定期日の双方を定めなければならないが、これらの定め的一方を欠く場合には、保証契約は無効となる。
5. 保証人となる者が個人であっても法人であっても、保証契約の締結に当たっては書面又はその内容を記録した電磁的記録によらなければならないが、その要件を欠く場合には、保証契約は無効となる。

【No. 27】 相殺に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aは、Bに対する100万円の債権aを有しており、債権aの弁済期は2021年2月1日であった。また、Bは、Aに対する100万円の債権bを有しており、債権bの弁済期は2026年1月31日であった。債権aは、2026年2月1日の経過をもって5年の消滅時効期間を経過した。その後、BがAに対して債権bの弁済として100万円の支払を要求した場合、Aは、債権aを自働債権として、債権bと相殺することができる。

イ. Aは、Bに対する100万円の債権aを有しており、債権aの弁済期は2026年3月31日である。また、Bは、Aに対する100万円の債権bを有しており、債権bの弁済期は2026年1月31日であった。2026年3月1日に、BがAに対して債権bの弁済として100万円の支払を要求した場合、Aは、債権aを自働債権として、債権bと相殺することができる。

ウ. Aは、Bに対して商品を売却し、代金100万円を支払ってもらう代金債権aを有し、Bは、Aに商品を引き渡してもらう債権bを有する。さらに、Bは、Aに対して100万円の貸金債権cをも有している。債権a、債権b及び債権cの弁済期がいずれも到来しているが、いずれも弁済の提供がされていない場合、Aは、債権aを自働債権として、債権cと相殺することができる。

エ. Aは、Bに対する100万円の債権aを有しており、Cは、Aに対する100万円の債権bを有しており、Dも、Aに対する100万円の債権cを有している。Cは、Aが債権bを弁済しなかったため、Aが有する債権aを差し押さえたところ、その後、BがDから債権cを取得した。債権a及び債権c双方の弁済期が到来している場合、Bは、債権cを自働債権として、債権aと相殺することができる。

オ. Aは、Bに対する100万円の債権aを2025年7月1日から有しており、債権aの弁済期は2026年7月1日である。また、Bは、Aに対する100万円の債権bを2025年8月1日から有しており、債権bの弁済期は2026年8月1日である。Aの債権者であるCが、2026年6月30日に債権aを差し押さえたとしても、Bは、2026年8月7日に、債権bを自働債権として、債権aと相殺することができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 28】 同時履行の抗弁権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、所有する家具甲の修理をBに依頼し、家具甲をBに引き渡した。その後、Aは、家具甲の所有権をCに譲渡した。Bによる家具甲の修理が完了したものの、Aから修理代金が支払われていない場合、Bは、同時履行の抗弁権を主張し、Cからの家具甲の引渡請求を拒むことができる。
2. Aは、所有する不動産をBに賃貸する際、敷金をBが支払うことで合意した。その後、当該賃貸借契約が終了したものの、Bは、依然として当該不動産を占有している。敷金契約は、賃貸借契約に付随するものであるから、AがBに当該不動産の明渡しを求めた場合、特別の約定のない限り、Bは、敷金が返還されるまで、Aによる当該不動産の明渡しの要求に応じないと主張することができる。
3. AとBは、Aが所有する商品甲とBが所有する商品乙を交換する契約を締結し、契約の1週間後にAの自宅で交換を行うことを合意した。1週間後、Bは、商品乙を引き渡していないにもかかわらず、Aに商品甲を引き渡すよう請求したため、Aは、同時履行の抗弁権を主張し、Bに商品甲を引き渡すのを拒んだ。この場合であっても、契約上の履行期日を超過している以上は、Aは履行遅滞による責任を負い、BはAとの当該契約を解除することができる。
4. Aは、Bに対して商品を販売する契約を締結し、Aが商品を引き渡すのと引換えに、Bは代金を支払った。しかしその後、Bへ引き渡された商品には重大な欠陥が発見され、Bは、最終的に当該契約を解除した。この解除により、AとBはそれぞれ相手方を原状に復させる義務を負うが、これらの義務は同時履行の関係に立つため、Aが自らの義務を履行するまでは、Bも自らの義務の履行を拒むことができる。
5. Aは、所有する土地をBに販売する契約を締結した。しかし、その後BがAに当該土地の引渡しを求めたところ、Aは「気が変わった。この土地を譲る気はない。」と明確に引渡しを拒絶した。この場合でも、当該土地の引渡債務と代金の支払債務は同時履行の関係に立つことから、Bは、弁済の提供を行わなければ、Aの債務不履行による履行遅滞の責任を追及することはできない。

【No. 29】 贈与に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 贈与は、当事者間の合意のみで成立する諾成契約である。具体的には、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって成立する契約のことをいい、他人の所有に属する財産の贈与は認められない。

イ. 書面によらない贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができる。一方、書面による贈与においては、履行状況にかかわらず、各当事者は一方的に解除をすることができない。

ウ. 負担付贈与とは、受贈者も一定の給付をする債務を負担する贈与契約であり、受贈者の負担する債務と贈与者の債務とが対価的に釣り合う双務契約である。事実上、売買契約と同視されることから、受贈者に引き渡された目的物に契約不適合があった場合、売買契約に関する規定が準用され、贈与者は、売買契約における売主と同様の担保責任を負う。

エ. 定期の給付を目的とする贈与を定期贈与といい、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力は失われるが、特約により、別段の定めをすることもできる。

1. ウ
2. エ
3. ア、イ
4. ア、エ
5. イ、ウ

【No. 30】 婚姻の解消に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 婚姻が婚姻適齢、重婚禁止などの規定に違反したものである場合や、詐欺又は強迫によってされたものである場合には、当該婚姻は取り消すことができる。一般の法律行為の取消しには遡及効があるのに対し、婚姻の取消しは将来に向かってのみその効力を生じるため、嫡出子は、婚姻の取消し後もその地位を失わない。
2. 重婚の場合において、後婚が離婚によって解消されたときは、その離婚後においても、後婚の取消しを請求することにはなお法律上の利益があるから、特段の事情のない限り、重婚に当たることを理由とする後婚取消しの請求が可能である。
3. 婚姻が取り消された場合、婚姻時にその取消しの原因があることを知らなかった当事者は、婚姻によって得た財産を、現に利益を受けている限度で返還しなければならない。一方で、婚姻時にその取消しの原因があることを知っていた当事者は、婚姻によって得た財産を、現に利益を受けている限度で返還するのに加えて、損害を賠償しなければならない。
4. 夫婦はその協議によって離婚をすることができるが、離婚が生活保護の受給を継続するための手段としてなされ、離婚の届出後も当事者が実質的には夫婦として共同生活を続けているような場合には、当該離婚は方便でしかなく、実質的な離婚の意思があったとは認められないから、当該離婚は無効となる。
5. 合意により離婚届を作成した夫婦の一方が、その届出を相手方に委託した後、協議離婚の意思を翻し、市役所の戸籍係員に対して「相手方から離婚届が出されても、自分は承諾していないので受理しないでほしい。」という旨を伝えていた場合であっても、相手方本人に対して翻意が伝わらないままに相手方から届出がされたときは、当該届出は有効であり、離婚は成立する。

【No. 31】 遺産分割に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであるが、その性質上、相続に伴う行為であることから、詐害行為取消権行使の対象となり得ない。

イ. 相続の開始後に認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、価額のみによる支払の請求を行うことができるが、その際に、支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額から消極財産の価額を控除した価額である。

ウ. 共同相続人間において遺産分割協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対して遺産分割協議において負担した債務を履行しないときであっても、他の相続人は、遺産分割協議を民法第 541 条本文に基づき解除することは認められない。

エ. 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではなく、当該遺産を当該相続人に単独で相続させる遺産の分割の方法が指定されたものと解すべきである。

オ. 遺産の分割は、相続開始の時に遡って効力を生じるとされているところ、相続財産である不動産につき、遺産分割により法定相続分を超える権利を取得した相続人は、その旨の登記を経なくても、遺産分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に対し、法定相続分を超える自己の権利の取得を対抗することができる。

1. ア、エ
2. イ、オ
3. ウ、エ
4. ア、イ、ウ
5. ウ、エ、オ

(参考) 民法

(催告による解除)

第 541 条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

これ以下は**選択問題**です。

No. **32**～No. **49** の **18 題**から**任意の 9 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 32】 取締役及び取締役会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 取締役は、定款で制限をしない限り、法定の欠格事由を除いてその資格に限定はないため、自然人のみならず法人も取締役になることができる。選任された取締役は、株主との間で契約を締結し、委任関係に立つ。

イ. 取締役は、株主総会の決議によって選任される。取締役の員数は、取締役会設置会社においては3人以上でなければならない。なお、定款の定めによって、取締役の員数に上限を設けることや、下限を引き上げることも可能であると一般に解されている。

ウ. 監査役設置会社において、取締役会を招集する者は、定款で別段の定めをしない場合、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の1週間前までに招集通知を発しなければならない。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

エ. 重要な財産の処分及び譲受けに係る決定は、取締役会の職務とされているが、日々の業務執行の決定全てを取締役会がすることは現実的ではないため、監査役設置会社においては、定款の定めによって、その決定権限を代表取締役に委任することができる。

オ. 代表取締役は、取締役会設置会社においては、取締役会の決議により取締役の中から選定される。代表取締役は、6か月に1回以上、自己の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。取締役会の決議により解職された際には、当然に取締役からも解任される。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 33】 株主総会に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 株主総会において、株主は代理人によって議決権を行使することができる。この際、会社は、多数の代理人を議場に入れることによって株主総会の運営が混乱させられるのを防止することが目的であっても、一人の株主が複数の代理人を出席させることを拒むことはできない。
2. 複数の株式を有する場合であっても、一人の株主が有する議決権は単一であり、有する株式の数に応じてその重みが異なるにすぎないから、複数の株式の一部をもって賛成し残部をもって反対するような議決権の不統一行使は、会社法で禁止されている。
3. 取締役や監査役などは、株主総会において、株主から説明を求められた特定の事項について必要な説明をする義務があるが、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合などには、その説明を拒否することができる。
4. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し議事を整理する職務権限を有するが、株主が会社の所有者であり、株主総会が会社の最高意思決定機関であることから、当該株主総会の秩序を乱す者に対して発言を禁じることはできても、これを退場させることはできない。
5. 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされるが、真正性の確保の観点から、この同意の意思表示を書面でなく電磁的記録で行うことはできない。

【No. 34】 株式会社の組織再編に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 会社分割に関し、吸収分割承継会社は、吸収分割契約において定めた吸収分割がその効力を生じる日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。また、新設分割設立会社も、新設分割計画において定めた新設分割がその効力を生じる日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

イ. 株式交換とは、ある会社(株式交換完全子会社)がその発行済株式の全部を他の会社(株式交換完全親会社)に取得させることをいう。株式交換に際し、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対してその株式の対価として交付することができるのは、株式交換完全親会社の株式、社債及び新株予約権に限られ、金銭は含まれない。

ウ. 合併に関し、吸収合併消滅会社、吸収合併存続会社及び新設合併消滅会社の各債権者は、合併に異議を述べることができる。債権者が所定の期間内に異議を述べた場合、当該債権者にとって債務者となる会社は、合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

エ. 吸収合併に関し、吸収合併消滅会社は、原則として、株主総会の普通決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。他方、吸収合併存続会社は、取締役会決議によって、吸収合併契約の承認を受ければ足りる。

オ. 吸収分割に関し、吸収分割によりシナジーその他の企業価値の増加が生じない場合、吸収分割会社の反対株主がした株式買取請求に係る「公正な価格」は、原則として、当該株式買取請求がされた日における、吸収分割契約を承認する旨の株主総会の決議がされることがなければその株式が有したであろう価格をいうとするのが判例である。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 35】 正当防衛に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. Xは、Yによる攻撃を予期し、その機会を利用してZをして包丁でYに反撃を加えさせ、Yを殺害しようとの意思の下に、渋るZに包丁を持たせてYの所へ向かわせた。Zは、YにXと取り違えられ、Yから、突然、一方的に激しい暴行を加えられたため、自己の生命身体を防衛する意思で、とっさに、殺意をもって、Xの指示どおりYを当該包丁で突き刺して死亡させた。Zに正当防衛又は過剰防衛が成立しても、Zと共同正犯となるXには、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

イ. Xは、Yから凶器等で危害を加えられることを十分予期し、Yに指定された場所へ赴く必要がなく、自宅にとどまり警察の援助を受けることが容易であったが、包丁を準備した上、Yに指定された場所に行き、Yがハンマーで攻撃してくるや、当該包丁を示すなどの威嚇の行動を取ることもしないまま、殺意をもって、Yを当該包丁で突き刺して死亡させた。XがYを殺害した行為には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

ウ. Xは、日頃から非常に険悪な関係にあった隣人のYに、アパート2階の共用廊下において、突然背後から鉄パイプで頭部を殴打されるなどしたため、階段へ向かって逃げ出した。Xは、踊り場で、Xを追いかけてきたYが、階段の手すりの外側に勢い余って上半身を前のめりに乗り出した姿勢になっていたのを見たが、Yがなおも鉄パイプを手握っているのを見て、Yに近づいてその片足を持ち上げ、Yを手すりの外側に追い落として地面に転落させて傷害を負わせた。XがYを転落させた行為には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

エ. Xは、拘留所に勾留中、同所内の居室において、同じく勾留中であったYがXに向けて折り畳み机を押し倒してきたため、その反撃として、当該机を押し返した。Yは、当該机に当たって押し倒され、傷害を負い、反撃や抵抗が困難な状態になったが、Xは、そのままYの顔面を手拳で数回殴打するなどした。XのYに対する、当該机を押し返し、それにより反撃や抵抗が困難な状態になったYの顔面を数回殴打した一連一体の暴行には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

オ. Xは、かねて激しい反目状態にあったYとのけんか抗争等に備える目的で、刃体11cmの包丁をXの車に入れていた。Xが、当該車を運転していると、Yが運転する車に意図的に衝突されてXの車が転覆した。Xは、護身用に当該包丁を携帯して車外に出て、ゴルフクラブを所持したYと口論となっていたところ、駆けつけた警察官によりYと引き離され、その際に当該包丁を携帯していたことを発見された。Xが車外で当該包丁を携帯していた行為には、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

1. ア、イ、オ
2. ア、ウ、エ
3. ア、ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. イ、エ、オ

【No. 36】 公務執行妨害罪に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 公務執行妨害罪における職務には、権力的又は強制的公務以外の事務も含まれる。

イ. 所得税に関する調査等をする職務を有する収税官吏が、調査において所定の検査章を携帯していなかったとしても、それのみをもって当該収税官吏の調査のための検査行為を公務の執行でないということとはできない。

ウ. 県議会の委員会において、委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する職責を有するところ、議事が紛糾したため、休憩宣言をした。この場合、休憩宣言によって、委員長は職務の執行を終えたといえるから、休憩による議事打切りに抗議する者が、休憩宣言直後に委員長に体当たり等の暴行を加えても、暴行罪は成立するが、公務執行妨害罪は成立しない。

エ. 警察官が、覚醒剤取締法違反の現行犯人を逮捕するに当たって、逮捕の現場で証拠物として覚醒剤注射液入りアンプル 30 本を適法に差し押さえてその場に置いていた。その際、当該アンプル 30 本を足で踏み付け、うち 21 本を損壊した行為は、警察官に対する直接の暴行ではないから、当該行為に公務執行妨害罪は成立しない。

オ. A、B、C は、検挙又は警備に当たっていた職務執行中の警察官 X、Y、Z の 3 名に対して石を投げたところ、A が投げた石は警察官 X の耳のあたりをかすめて飛びその身体には当たらず、B が投げた石は警察官 Y が着用していたヘルメットに当たり、C が投げた石は警察官 Z の臀部に当たった。いずれの投石行為も、ただ 1 回の瞬間的な暴行にすぎない程度のものであるから、暴行罪は成立するが、公務執行の妨害となるべきものとはいえず、公務執行妨害罪は成立しない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、イ、エ
4. イ、ウ、オ
5. ウ、エ、オ

【No. 37】 傷害の罪に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. Aは、4畳半の部屋でBを脅かすために日本刀の抜き身を数回振り回したところ、その切先がBの腹部に突き刺さり、Bは、腹部刺創の傷害を負った。この場合、Aに、当該日本刀をBの身体に接触させる意図がなく、当該日本刀がBの身体に接触する可能性の認識もなかったとしても、Aには傷害罪が成立する。

イ. Aは、睡眠薬を混入した飲み物をBに飲ませて、Bに約2時間にわたる意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせた。この場合、昏酔強盗をしたにとどまる者には強盗致傷罪の成立が認められないこととの均衡からして、Aには傷害罪は成立しない。

ウ. Aは、深夜に一人で帰宅途中のBに対して暴行を加え、Bは、これにより精神疾患の一種である外傷後ストレス障害(PTSD)を発症した。この場合、精神的機能の障害の惹起も刑法にいう傷害に当たるから、Aには傷害罪が成立する。

エ. AとBは、同じ日に、意思の連絡なくそれぞれCの腹部を数回蹴る暴行を加え、Cは、肋骨骨折の傷害を負った。Aの暴行とBの暴行は、同一の機会にされたものではなく、また、そのいずれもがCに当該傷害を負わせることが可能なものであるが、当該傷害がAの暴行とBの暴行のいずれによって生じたのかは不明である。この場合、AとBにはそれぞれ当該傷害についての傷害罪が成立する。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 38】 労働協約に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 労働協約は、書面に作成され、かつ、両当事者がこれに署名又は記名押印しない限り、仮に労働組合と使用者との間に労働条件その他に関する合意が成立したとしても、その合意に労働協約としての規範的効力を付与することはできない。

イ. ある事業場において、常時使用される同種の労働者の過半数に同一の労働協約が適用される状態となった場合には、その労働協約は、同じ事業場で使用される他の同種の労働者に対しても適用される。

ウ. 労働者が、労働協約の有効期間中は当該労働協約に定める事項の改廃を求めて争議行為を行わないという、いわゆる相対的平和義務に反して行われた争議行為に参加した場合、労働契約上の債務不履行とはなるものの、当該争議行為に参加したことのみを理由として、当該労働者を懲戒処分に付することはできない。

エ. 期間の定めのある労働協約は期間の満了により自動的に終了するが、期間の定めのない労働協約を解約するためには、署名又は記名押印した文書により当事者の双方が合意することを要し、当事者の一方から解約することはできない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 39】 労働委員会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 労働委員会は、使用者を代表する使用者委員、労働者を代表する労働者委員及び公益を代表する公益委員の各同数をもって組織される。また、労働委員会は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会から成り、中央労働委員会は、厚生労働大臣の所轄の下に置かれ、都道府県労働委員会は、都道府県知事の所轄の下に置かれる。

イ. 不当労働行為事件に関し、使用者は、都道府県労働委員会の救済命令について中央労働委員会に再審査の申立てをすることができるが、当該命令の取消しの訴えを提起することはできない。他方、使用者は、中央労働委員会の救済命令については当該命令の取消しの訴えを提起することができる。

ウ. 不当労働行為事件に関し、使用者が労働委員会の救済命令について当該命令の取消しの訴えを提起した場合、受訴裁判所は、当該命令を発した労働委員会又は当該訴えに係る訴訟に補助参加した労働組合若しくは労働者の申立てにより、決定をもって、使用者に対し、判決の確定に至るまで当該命令の全部又は一部に従うべき旨を命じることができ、使用者がこれに違反したときは刑罰が科される。

エ. 不当労働行為の救済命令について、労働委員会は、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、これを命じる権限を有する。そして、訴訟で労働委員会の救済命令の内容の適法性が争われる場合、裁判所は、労働委員会の裁量権を尊重し、その行使が救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではないとするのが判例である。

オ. 労働委員会は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。このうち、仲裁は、使用者委員、労働者委員及び公益委員から成る仲裁委員会が設けられ、これによって行われる。そして、仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有するものとして当事者を拘束するため、仲裁委員会が仲裁裁定を行う際には、仲裁裁定を行うことについて当事者双方から同意を得る必要がある。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 40】 解雇に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 使用者による災害補償に代わって労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受ける労働者について、療養開始後3年を経過しても疾病等が治らない場合、使用者は、自らの費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担したとはいえないのであるから、打切補償を支払ったとしても、当該労働者を解雇することができない。

イ. 通常、就業規則には解雇事由を定めた規定が置かれているが、民法が雇用契約の解約の自由を定めていることに鑑みれば、就業規則に規定された解雇事由に該当したことを理由として行われた解雇については、解雇権の濫用に当たるとはならない。

ウ. 使用者が労働者を解雇する際には、少なくとも30日前に労働者に予告をするか、30日以上平均賃金を労働者に支払わなければならないが、使用者がそのいずれも行わず労働者に解雇を通知した場合は、予告義務違反が成立するのみで、その解雇は原則として通知の日から効力を生じる。

エ. 使用者が、労働者を人員整理することを決定すると同時に、労働者を指名解雇して当該人員整理を実施することを決定し、事前に、当該労働者を含む職員に対し、人員整理がやむを得ない事情などを説明して協力を求める努力を一切せず、かつ、希望退職者募集の措置を採ることもなく、解雇日の6日前になって突如解雇を通告した場合、当該解雇は、解雇権の濫用として無効である。

オ. 使用者による解雇が解雇権の濫用に当たるとして無効である場合、解雇期間中は使用者の責めに帰すべき事由によって就労ができなかったものとして、解雇された労働者の賃金請求権は消滅しないとするのが一般的であるが、当該労働者が解雇期間中に他で就労して得ていた収入は、その全額が解雇を行った使用者への償還の対象となる。

1. ア
2. エ
3. ア、ウ
4. イ、ウ
5. エ、オ

【No. 41】 国際法の法源及び条約に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国際司法裁判所規程は、裁判において適用する規則として、条約、国際慣習法に加え、法の一般原則を挙げている。このうち、法の一般原則は、法則決定の補助手段として位置付けられており、これには裁判上の判決及び学説も含まれる。

イ. 一般に、国際慣習法の成立には、一般慣行及び法的信念(法的確信)の存在が求められる。このうち、一般慣行は主に国家実行の蓄積により形成されるが、それらは国家元首や外務大臣の言動を通じて認識されるほか、国内の立法機関や司法機関の行為も、国家実行を確認する際の対象となり得る。

ウ. 条約法条約(注)は、終了に関する規定を含まず、かつ、脱退について規定していない条約であっても、当事国が脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合には、脱退しようとする当事国が、12 か月前までにその意図を通告することを条件として、脱退が可能である旨を規定している。

エ. 条約法条約は、法的安定性の観点から条約の無効原因を限定して規定しており、例えば、条約締結権能に関する国内法違反、国家代表の権限踰越、錯誤、詐欺、国家代表の買収などが挙げられている。これらに該当する場合、条約は、当事国による無効主張の有無にかかわらず当然に無効となり、当初から効力を有さなかったものとして取り扱われる。

オ. 条約は、その全ての当事国において、国内法秩序に自動的に組み込まれ、各国の裁判所は、条約の規定を裁判上の適用法規として取り扱わなければならない。一方で、国際慣習法は、成立時期の特定が容易ではなく、その内容が一般に明晰さを欠くことから、国際慣習法が国内法上の効力を有するためには、その内容が制定法その他の形で国内法に変形されることを要する。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

(注) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 42】 国際法における国家と私人の関係に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 難民条約(注1)の締約国は、難民を自国内に受け入れる義務を負わないが、その一方で、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある国へと難民を追放又は送還することは原則として禁止される。
- イ. 一般国際法上、国家は、自国の法律により重大な犯罪とされる行為を自国民が行った場合であり、かつ、その者が自国領域内に所在する場合であっても、当該行為の実行地が他国領域内であったときは、当該他国が有する属地的管轄権が優越するため、いかなる刑事管轄権をも行使することはできないと一般に解されている。
- ウ. スクーナー船エクスチェンジ号事件(注2)において、米国の連邦最高裁判所は、私人が外国政府に対して当該外国の軍艦に関する民事訴訟を提起した場合に、その軍艦が商業目的で用いられていたときは当該外国は裁判権から免除されないと判示したが、かかる立場は現在の一般国際法では支持されていない。
- エ. 在テヘラン米国大使館員人質事件(注3)において、国際司法裁判所は、国の公務員又は機関としての公的地位を有していない私人の行為が国の行為とみなされる余地は国際法上存在しないものの、外国の公館を自国の私人による侵害から適切に保護しなかったことは国の責任を生じさせると判示した。
- オ. 投資紛争解決国際センターは、投資紛争解決条約(注4)により、締約国と他の締約国の国民との間に生じた投資紛争を処理するための仲裁機関として設立された。私人が同センターに付託した紛争については、被申立国が仲裁判断に服さない場合を除き、当該私人の国籍国は外交的保護権を行使することができない。

- 1. ア、ウ
- 2. ア、オ
- 3. イ、ウ
- 4. イ、エ
- 5. エ、オ

(注1) 難民条約とは、「難民の地位に関する条約」(1951年採択)を指す。

(注2) スクーナー船エクスチェンジ号事件とは、「The Schooner Exchange v. M'faddon and Others(米国連邦最高裁判所)1812年2月24日判決」を指す。

(注3) 在テヘラン米国大使館員人質事件とは、「在テヘラン米国大使館員人質事件(国際司法裁判所、米国対イラン)1980年5月24日判決」を指す。

(注4) 投資紛争解決条約とは、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(1965年作成)を指す。

【No. 43】 国際紛争の処理に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 歴史上、国際紛争の当事国間において条約が締結される例はしばしばみられたが、今日では、条約法条約(注1)が、国に対する強制の結果として締結された条約は無効であると規定しており、この強制とは、武力による強制に加えて、政治的又は経済的な圧力による強制をも含むと一般に解されている。
- イ. 国家責任条文(注2)によれば、国際違法行為を行った国が、被害国に対して金銭による賠償を行う場合には、当該行為により直接に発生した損害のみならず、当該行為がなかったならば被害国が得られたであろう利益についても、それが立証される限りにおいて、賠償の対象となる。
- ウ. 国際司法裁判所の裁判において、暫定措置(仮保全措置)を裁判所が指示するためには、当該裁判の審理が先決的抗弁の段階にとどまっている場合であっても、本案で争われている権利に関し、その存在の見込みがあることを原告国が立証しなければならないとする先例が形成されている。
- エ. 調停は、調停案を受諾するか否かを紛争当事国それぞれが裁量的に判断する手続であるため、国際社会の共通利益を保護する上で十分に効果的ではなく、それゆえ、多数国間条約上の紛争処理手続としては裁判又は仲裁を採用することが通例であり、調停を採用した例は存在しない。
- オ. ラヌー湖事件(注3)において、仲裁裁判所は、ある河川の上流国における事業活動が下流国に環境損害を引き起こすおそれがある場合には、一般国際法上の領域管理責任に基づく義務として、上流国は、事前に下流国との間で協議を行い、当該事業活動の実施について同意を得る必要があると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

(注1) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

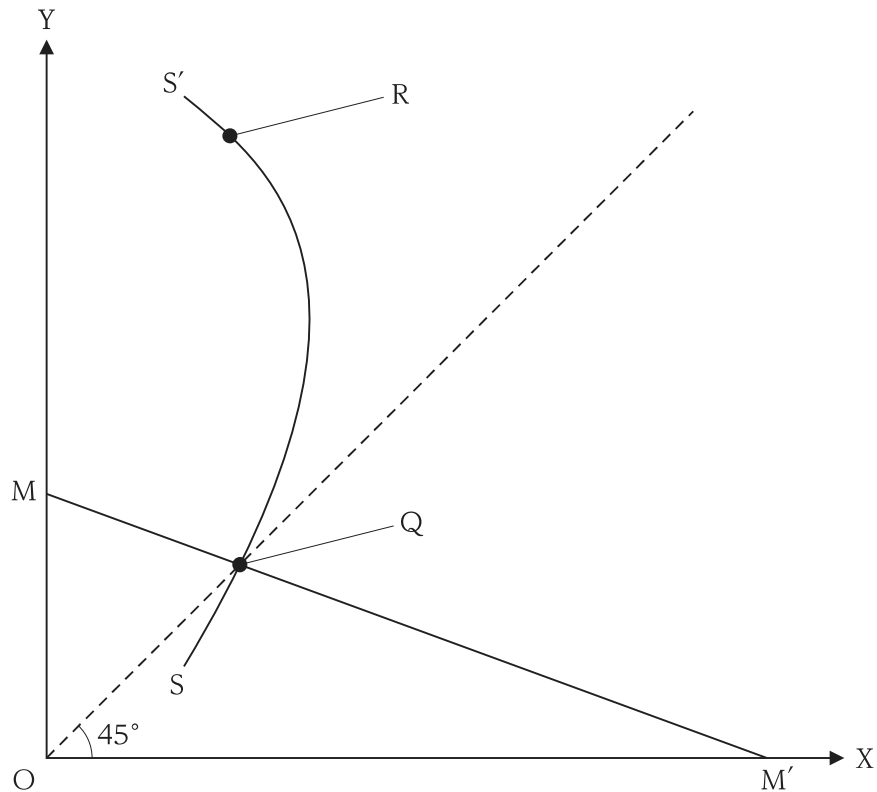
(注2) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

(注3) ラヌー湖事件とは、「Affaire du lac Lanoux(スペイン＝フランス仲裁裁判所)1957年11月16日判決」を指す。

【No. 44】 ある消費者は、所得の全てをX財とY財に支出し、効用が最大となるように各財の消費量を決める。図の SS' はこの消費者の所得消費曲線を、 MM' は予算制約線を表したものである。また、Q点においては、予算制約線 MM' の下でX財とY財の需要量は等しくなっている。

この図に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

なお、需要の所得弾力性が1より大きい財をぜいたく品(奢侈品)、需要の所得弾力性が0より大きく1より小さい財を必需品とする。



- A. Q点において、X財は必需品であり、Y財はぜいたく品(奢侈品)である。
- B. Q点において、X財はぜいたく品(奢侈品)であり、Y財は必需品である。
- C. R点において、X財は正常財(上級財)であり、Y財は下級財である。
- D. R点において、X財は必需品であり、Y財はギッフェン財である。
- E. R点において、X財は下級財であり、Y財は正常財(上級財)である。

- 1. A、C
- 2. A、E
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. B、E

【No. 45】 ある企業の可変費用曲線は以下のように与えられる。

$$C = X^3 - 30X^2 + 300X$$

(C :可変費用、 X :生産量)

ただし、 $X > 0$ である。

完全競争市場において、この企業が市場価格 300 で生産物を販売し、利潤が 0 となるとき、この企業の固定費用として最も妥当なのはどれか。

1. 3000
2. 3500
3. 4000
4. 4500
5. 5000

【No. 46】 第 1 期から第 50 期まで、計 50 期間生存する A 氏の消費計画を考える。A 氏は、ライフサイクル仮説に基づき消費及び貯蓄の計画を決める。A 氏は第 1 期から第 40 期まで労働所得を受け取るが、第 41 期以降は労働所得を受け取らず、代わりに各期に年金を受け取る。

第 t 期 ($1 \leq t \leq 40$) において A 氏が受け取る労働所得 y_t は、 t に依存しており、

$$y_t = 10 + 0.5t$$

として与えられる。

一方、第 s 期 ($41 \leq s \leq 50$) において A 氏が受け取る年金所得 P_s は一定値であり、 $P_s = 20$ である。A 氏は親から遺産を 90 だけ受け継いでいるため、第 1 期のはじめの段階における A 氏の資産は 90 である。

A 氏は、第 50 期の終わりの段階における資産が 0 となるように、生涯にわたり每期同額の消費を行う。なお、借入制約はないものとする。また、利子率は 0 % であり、利子所得はないものとし、税もないものとする。

このとき、A 氏の各期における消費額として最も妥当なのはどれか。

1. 20
2. 21
3. 22
4. 23
5. 24

【No. 47】 企業 1 は X 財を、企業 2 は Y 財を生産している。二つの企業の間には外部性が存在し、企業 1 が企業 2 に外部不経済を与えているとする。企業の費用関数は以下のように与えられる。

$$c_1 = x^2$$

$$c_2 = y^2 + 2y + x^2$$

(c_i : 企業 i ($i = 1, 2$) の総費用、 x : 企業 1 の生産量、 y : 企業 2 の生産量)

市場における X 財の価格は 20、Y 財の価格は 30 とする。

また、二つの企業の利潤の和が最大になるときの企業 1 の生産量を x^* 、企業 2 の生産量を y^* とする。

いま、外部不経済を抑制したい政府が、企業 1 に対して、X 財の生産 1 単位当たり t の従量税を課す。企業 1 は t を所与として行動し、政府は x^* 、 y^* の生産量を実現するように t を決める。

このとき、政府の税収として最も妥当なのはどれか。

ただし、課税後において、各企業は個別に利潤最大化を図るものとする。

1. 5
2. 10
3. 15
4. 50
5. 100

【No. 48】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 予算は、その執行前にあらかじめ国会の議決を受けること及び国の収入と支出の全額を計上することが義務付けられており、前者は事前議決の原則、後者は総計予算主義の原則と呼ばれる。
また、予算の議決を行った国会は、四半期ごとに、国の財政状況について国民に報告しなければならない旨が憲法で規定されている。
2. 予算には、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算があるが、財政規律を守る観点から、これらの予算は独立しており、相互に財源繰入れを行うことは原則として禁じられている。
ただし、内閣による承認を得た場合のみ、一般会計予算及び特別会計予算との間に限り、財源相互繰入れを行うことが認められている。
3. 予算については、単年度主義の考え方にに基づき、放漫な財政支出を防ぐため、予算の繰越しは原則として禁じられている。ただし例外として、年度内に支出負担行為をしたが、避けがたい事故のため支出が終わらなかったときに限り、これを翌年度に支出することが認められており、これを過年度支出と呼ぶ。
4. 財政法第5条は、戦前・戦中において大量の公債発行が日本銀行引受けによって行われた結果、マネーサプライの増加を通じて激しいインフレーションを引き起こしたことへの反省に基づき、公債の日本銀行引受けによる発行を原則として禁じているが、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で日本銀行による国債の引受けが認められている。
5. 基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、行政サービスを提供するための経費である政策的経費に公債費を加えた基礎的財政収支対象経費を、税収及び公債発行収入で賄えているかどうかを示す指標である。ドーマーの条件によれば、基礎的財政収支をゼロにする財政運営を続けているとき、公債利子率が経済成長率よりも高ければ、財政破綻は回避できることになる。

【No. 49】 我が国の財政事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、令和7年度の一般会計当初予算は衆議院及び参議院による修正後のものとする。

- A. 令和7年度の一般会計当初予算についてみると、その歳出規模は、公共事業関係費の増加や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を5兆円以上、上回っている。また一般予備費については、経済対策等による歳出拡大のため、令和6年度当初予算よりも1兆円以上増加している。
- B. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、国債費についてみると、利払費が増加しているほか、債務償還費も増加したことで前年度当初予算を上回り、28兆円を超えている。
- C. 令和7年度の一般会計当初予算の歳出のうち、社会保障関係費についてみると、衆議院及び参議院による修正に伴い、高額療養費関係について、政府案よりも更に削減されたものの、薬価改定による国費の増加により、前年度から2兆円以上増加している。
- D. 令和7年度の一般会計当初予算の歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、約78兆円となっている。また、その内訳については、消費税が最も大きく、次いで所得税、法人税の順となっている。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. A、D
- 4. B、C
- 5. B、D

C2－2026 法律 専門（多肢選択式）

正答番号表

No	正答	No	正答	No	正答
1	1	21	5	41	3
2	4	22	5	42	2
3	5	23	3	43	3
4	5	24	2	44	2
5	3	25	1	45	3
6	2	26	5	46	3
7	2	27	2	47	4
8	2	28	4	48	4
9	1	29	2	49	5
10	4	30	1		
11	4	31	3		
12	3	32	3		
13	2	33	3		
14	3	34	4		
15	5	35	1		
16	1	36	1		
17	2	37	3		
18	4	38	1		
19	5	39	2		
20	3	40	2		